

平成25年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成25年3月15日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第5号 瑞穂市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第2 議案第11号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第21号 平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第22号 平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第27号 平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第6 議案第28号 平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第7 議案第7号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第12号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第13号 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第14号 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第15号 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第29号 平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第13 議案第4号 瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第19号 瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第23号 平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第24号 平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第25号 平成24年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第30号 平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第31号 平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第20 議案第32号 平成25年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第21 議案第33号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第22 議案第3号 瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第6号 瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例を廃止する条例について
- 日程第24 議案第8号 瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第9号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第10号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第16号 瑞穂市水防協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第17号 瑞穂市防災会議条例の一部を改正する条例について

日程第29 議案第18号 瑞穂市国民保護協議会条例の一部を改正する条例について

日程第30 議案第20号 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）

日程第31 議案第26号 平成25年度瑞穂市一般会計予算

日程第32 議案第37号 訴えの提起について

日程第33 瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の選挙

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第33までの各事件

追加日程第1 発議第6号 瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	奥田尚道
教育長	横山博信	企画部長	森和之
総務部長	早瀬俊一	市民部兼 東南庁舎管理部長	高田薫
福祉部長	宇野睦子	都市整備部長	弘岡敏
調整監	白河忠良	環境水道部長	鹿野政和
会計管理者	宇野清隆	教育次長	高田敏朗

監査委員
事務局 長

松 井 章 治

○ 本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長

田 宮 康 弘

書

記

伊 藤

巧

書 記

今 木 浩 靖

開議の宣告

- 議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 議案第 5 号から日程第 6 議案第28号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第 1、議案第 5 号瑞穂市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてから、日程第 6、議案第28号平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算までを一括議題といたします。

これらについては、厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生委員長 棚橋敏明君。

- 厚生委員長（棚橋敏明君） おはようございます。議席番号 6 番 棚橋敏明でございます。

ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、一括議題となりました 6 議案について、会議規則第39条の規定により、厚生委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

厚生委員会は、3月5日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査いたしました議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第 5 号瑞穂市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布を受け、対策本部を設置するための条例を制定するものであると詳細な説明を受けました。

質疑として、緊急事態の措置は県がするのかとの質問には、国が緊急事態宣言でその区域を指定するとの答弁でした。また、行動計画に盛り込むべきものは何かとの質問には、特別措置法第 8 条に行動計画が定められており、基本的なものは示されているが、国の行動計画がまだできていないので詳細は未定であるとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第11号瑞穂市税条例の一部を改正する条例については、地方税法の改正による税条例の改正であり、不利益処分等を受ける際に理由を示すもの、また市民税の申告について、年金受給者の寡婦などの申告を簡素化するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次は、議案第21号平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）です。

既存の歳入歳出予算からそれぞれ5,413万4,000円を減額するものです。補正予算書に沿い、詳細に説明を受け、補正内容は、徴収努力による税の増収、事業の確定または実績等による増減額であるとのことでした。

その後、質疑に移り、国保加入者の状況として実態がどのようになっているのか。財政的にはどうかなどの質問があったが、答弁は、後で配付された資料にかえてなされ、その資料によると、国保の被保険者は、23年度末で1万2,612人、6,878世帯となっている。24年度の1世帯当たりの課税所得金額は約118万円であるが、所得階層別世帯数で見ると、所得104万円以下の世帯が半数を超えている状況となっている。また、医療給付費については、年により変動はあるものの、毎年四、五％増加している状況でした。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第22号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）については、既存の歳入歳出予算からそれぞれ155万9,000円を減額するものであり、事業の確定、実績などにより増減額であるとの補足説明を受けました。

その後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次は、議案第27号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算です。

歳入歳出予算総額45億6,985万2,000円とするものであり、前年度比1億766万7,000円、2.4％増加しているなど、予算書に沿い、詳細に説明を受けました。

質疑では、高額療養費が前年度比22.6％増加しているが、その根拠は何か。また、共同事業拠出金が前年度より1億円以上の減額となっているがどうしてかとの質問に、高額療養費については、医療の高度化、高額化が進んでおり、特に脳、新生物、循環器については高額となり、かつ件数もふえている実績により算定した。また、共同事業拠出金については、国保連合会からの通知額を措置しているものであり、前年度と比べ大きく減額となった。これは国が試算して国保連合会を通じて通知されるが、国による試算において、前年度の拠出額算定の見込み誤りが大きく起因しており、平成25年度は1億円以上の減額となったとの答弁でした。

また、高齢になると脳疾患などの受診が多くなるが、病気になる前の検診についての助成はあるのかとの質問について、特定検診への受診を勧めている。また、人間ドックを受けていただくことを推進していくとの答弁があり、脳などへの検診は高額となるので、早期発見のため検診への補助を検討してほしいとの要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

最後に、議案第28号平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算です。

歳入歳出予算総額3億7,159万5,000円とするものであり、前年度比306万4,000円、0.8％の増加であるなど、予算書により補足説明を受けました。

質疑に入り、人間ドックの費用が18万円とあるが、今回の平成24年度の補正予算は減額とな

っている。高齢者になるほど検査が必要と考えるが、運用方法はどうかとの質問には、高齢者になるに従い、既にかかりつけの医師がいるため、そこで各種の検査などを受けられている。このため、人間ドックを受ける必要性がないと各自で判断しているのではないかと分析しているとの答弁でした。この答弁を受け、かかりつけの医師のみの検査では不十分であり、他の要因により症状が出る場合もあり、ＣＴやＭＲＩにより発見できる場合もあるので、今まで医者にかかっているのが十分ということではない。人間ドックの啓蒙やＰＲ、そして受けやすい体制づくりをお願いするとの要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

なお、付託されました議案を審査した後、協議会に切りかえ、議案第26号平成25年度瑞穂市一般会計予算の当委員会所管関係箇所について、執行部から説明を求め協議しました。この中で、款民生費、項社会福祉費、目老人福祉費、節負担金補助及び交付金に、高齢者能力活用協会補助金300万円が計上されている。これは一般社団法人瑞穂市シルバー人材センターに対しての補助金であり、高年齢者等の雇用安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第40条に規定する措置に沿った予算措置と理解できる。

しかしながら、先般の監査委員による監査結果報告により、一般社団法人瑞穂市シルバー人材センターの運営が適切ではないことが判明した。平成24年度の予算600万円と比較し、半額に減額になったといえども、その予算の執行については、適正な執行を要望するという意見が全会一致でありましたので、慎重に審査されたい旨、この議案が付託された総務委員会に送付すると意見として報告書を議長に提出いたしました。

以上で厚生委員会の委員長報告を終わります。平成25年3月15日、厚生委員会委員長 棚橋敏明。以上でございます。

- 議長（藤橋礼治君） これより議案第5号瑞穂市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第11号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議員の方に申し上げますが、私が起立と申し上げましたら、合わせて起立をしていただかんとばらばらでございますので、採決に困りますので、その点、ちょこっと協力願いたいと思います。

これより議案第21号平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第22号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第27号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第28号平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号から日程第12 議案第29号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第7号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について及び日程第12、議案第29号平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を一括議題といたします。

これらについて、文教委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教委員長 清水治君。

○文教委員長（清水 治君） 議席番号12番 清水治です。

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま一括議題となりました6議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

文教委員会は、3月5日午後1時30分から、巢南庁舎3の2会議室で開催をいたしました。全員が出席し、執行部から市長、教育長、教育次長及び所管の課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、議案番号順に要点を絞って報告をいたします。

初めに、議案第7号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

執行部より補足説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決をいたしました。

続いて、議案第12号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

執行部より補足説明の後、今後も目的が限定された寄附であった場合、こうした取り扱いをするのかとの質疑に、寄附者の意向を尊重して対応していきたいとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決をいたしました。

続いて、議案第13号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

執行部より、生津スポーツ広場の名称は、市民公募により募集、検討したものであり、利用料金の改定については、施設に対して投資した分を利用者に応分の負担をお願いするものである。また、穂積テニスコート及び巢南のテニスコートについては、10月1日までの猶予期間の後、体育施設から除外して、中学校の部活動専用コートとしていきたいとの補足説明を受けました。

これについて、地名を名称の中につけたことは、旧穂積、旧巢南という合併前を引きずっているのではと受け取られないか。あえて生津とつけた必要性や意義があるのかとの質疑に、応募の中に、生津という地名を使ったものが多くを占めており、市内はもちろん、市外の方にも位置がわかりやすく、歴史的にも由緒ある地名であり、旧町名ではなく、あくまでも地名であって、そういった懸念は持っていないとの答弁がありました。

また、使用料の改定に根拠はあるのかとの質疑に、公共施設の使用料は、市全体で統一した考えの中で、およそ1.1倍の範囲で算出したとの答弁がありました。また、生津、大月にある2つの土地利用が、ともにスポーツ関係に整備されるということは、そもそも全体構想があったのかとの質疑に、それぞれ用途の違う施設であり、県大会、地区大会もできるスポーツ施

設として、体育協会等、市民の方の意見を聞きながら、計画的に進められているものであるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

続いて、議案第14号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明の後、管理上問題がなければ、平日の日中だけでも開放してはどうかとの質疑に、これまでも平日の日中においてはそれほど重複はない状況であるが、今後、生津スポーツ広場の利用が重複し、一般の方の利用ができないような状況が多く生まれてくれば検討していきたいとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

続いて、議案第15号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明の後、特に報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

最後に、議案第29号平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を審査いたしました。

執行部より、補足説明の後、夏季休暇中にふえる給食分はどうなるのかとの質疑に、全体の中で賄えるので、その分の給食費の徴収はないとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決をいたしました。

以上で文教委員会の委員長報告を終わります。平成25年3月15日、文教委員会委員長 清水 治。以上です。

- 議長（藤橋礼治君） これより議案第7号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第12号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第13号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 1番 堀武君。

- 1番（堀 武君） 議席番号1番 堀武。

委員長にちょっとお聞きします。

ここに生津、大月にある2つの土地利用が、ともにスポーツ関係に整備されるということは、そもそも全体構想があったのかとの質疑に対し、それぞれ用途の違う施設であり、県大会、地区大会もできるスポーツ施設として、体育協会等、市民の方の意見を聞きながら、計画的に進めているものであるとの答弁がありましたけれども、行政側からこの中で体育協会と市民の方の意見を聞きながら、計画的に進めているものであるとの答弁があったと。この内容的なことは詳しくは行政側から説明がなかったのかどうか、ちょっと御説明願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○文教委員長（清水 治君） それでは、堀武議員の今の質問に対してお答えしたいと思います。

今言われましたのは、計画的に進めているということで、その計画についての何か回答があったのかという質問でよろしかったですかね。

○1番（堀 武君） はい、結構です。

○文教委員長（清水 治君） その質問に対してのお答えとしましては、計画的ということで全体計画を総合的に考えておったのかというくまがい議員の質問がありました。その中で、市としては先ほどの中でも述べておりましたが、瑞穂市の総合計画後期基本計画、これは平成24年3月議会において議決された基本計画でありますけど、この中のスポーツ施設、そういったものの整備ということでうたっておるということで、全体的な総合計画としてやっているというふうに私は理解をしたんですけれども。よろしかったですかね。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 委員長の報告のとおりで、別に委員長にするつもりはない。ただ、行政側にこれを言っているのかどうか分かりませんが、この中で計画的に進めているものであるとの答弁があったというのと、体育協会と市民の方の意見も聞きながらと進行形が入っているものですから、その辺のことを今後のことにどのように生かしていただけるかということをお願いしながら委員長に質問したようなわけであるものですから、行政の側としてのその辺の内容に関して、よくとどめておいて、今後の計画性をやっていただきたいと、そういうことであります。委員長、ありがとうございました。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番、民主党瑞穂会の松野です。2点についてお尋ねをしたいと思います。

1つは、今の大月公園の関係ですけれども、この大月運動公園、瑞穂市単独でやるということになるんですけれども、先般の市長さんからの答えですと、2市1町でそういったものを考えてやっていきたいということでしたんですが、これを市単独でやられたと、こういう計画ですが、そういったことを話し合われているかということと、包括外部監査からもいろいろと指摘をされているわけですから、そういったことも委員会の中で議論されていたのか。

それから、もう1つは、違いますけれども、穂積中学校のテニスコートの件ですけど、市の穂積テニスコートは市の体育施設の関係から外して中学生の専用のテニスコートとすることになっていますね。あそこは5面あるわけなんですね。そこで、なおかつ今度は北側にも

土地を買って5面のコートをつくるというような計画になっているんですが、そこら辺も委員会の中で話し合われたのかということをお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 文教委員長 清水治君。

○文教委員長（清水 治君） それでは、松野議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず最初の（仮称）大月運動公園の件ですけれども、これはここの中で、今の第13号の体育施設の条例の一部を改正する条例ということで、これはあくまで生津広場の件で議案が出たということで、その中で大月のグラウンドもそういうふうで整備をしていくのかというような全体計画ですね。そういったものがあるのかという中で大月というのが出ていったんですけれども、この議案の中には大月というのは入っていませんので、ただそのときに出ただけであって、ですから大月のあれは協議会のほうで話はさせていただきましたけど、この議案の中ではその話は、ただそういう関連で出たというだけであって、大月については、この議案の中では話しておりません。協議会のほうでは話はさせていただきましたけど。

それと、あとは穂積テニスコートの件ですね。これは今のグラウンドを広げるために今度北の池を買って、そしてそこに穂積中学校のテニスコートをつくるということで、今一般の方も使ってみえるのは生津のほうに持っていきますということで、これはここに関連しますけど、そのときに、要は穂積テニスコート場は10月1日までの利用期間の後には、もう穂積中学校のテニスコートにしますよと、専属ですね。部活動用の専属のテニスコートにするというお話がありました。

あともう1点は、2市1町で、大月グラウンドの総合的な考え方の中ですね。それは協議会の中では確かに話が出ました。そういった広域でやったらどうだというお話が出ましたけれども、市長のほうからの答弁としては、一応話はかけたけれども、いい返事がもらえなかったというお話は聞いております。以上でよろしかったですね。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） いずれの話も協議会の中で話し合われたということで認識をしましたんですけど、この穂積中学校のテニスコートを、市から中学専用のテニスコート5面ということになってきた中で、なおかつ北にも5面つくるということで10面になるわけやね、計算的にいきますと。その内容を見ていますと、今後中学校の部活用の専用コートというのを、これはテニスコートになるのか、一般的などといったものになるのかわかりませんが、そういったところが話し合われたかというのを確認の意味で聞いたわけですけど、その後、どのように。市営で使っているテニスコートは、もう壊してしまって一般のグラウンドにするのか、そこを残して5面のコートまでは残していくのか。

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○文教委員長（清水 治君） 今の松野議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在あるテニスコートですね。それを一応壊しまして運動場を広げるという。そして池を購入したところに今度5面のテニスコートをつくるということで、今ありますテニスコートはグラウンドになるということですね。運動場を広げるというあれで北側に購入をしたというふうに聞いております。

○議長（藤橋礼治君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第14号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成

の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第29号平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第4号から日程第21 議案第33号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第4号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定についてから、日程第21、議案第33号市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題といたします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 若井千尋君。

○産業建設委員長（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋です。

藤橋議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま一括議題となりました9議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、3月6日午前9時30分から、巢南庁舎3の2会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、まず議案及び当委員会に関係する市内の現地視察を行った後、原案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

議案第4号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定についてを審査しました。

執行部からの補足説明の後、今回の指定管理者の選定については、条例に基づいて公募によらない指定管理者の選定を行っている。しかし、本市においては、まちづくり基本条例の中で市民協働について条文化してあるため、今後は市民協働につながっていく公募型での指定管理者の選定を積極的に推進していくような仕組みづくりを考えるべきではないかとの意見がありました。

その後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第19号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について、議案第23号平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算、議案第24号平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算、議案第25号平成24年度瑞穂市水道事業会計補正予算、議案第30号平成

25年度瑞穂市下水道事業特別会計予算を審査しました。

これら議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

続いて、議案第31号平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を審査しました。

執行部からの予算書に沿った補足説明の後、農業集落排水事業特別会計では、歳入で一般会計繰入金が昨年度比で約300万円ふえている。年々増加傾向しているように見受けられるが、今後の施設の維持管理等も含めると、さらにふえていくのではないかとの質疑に、来年度の一般会計繰入金については、施設修繕費に占める割合が多くなっている。そのほかには、歳入で呂久地区の使用料収入が減少傾向であることも要因の1つでもある。特に25年度の施設修繕については、建設から15年が経過した施設について、国の緊急経済対策事業による老朽化対策として、今後長期間にわたり耐えられるように施設の長寿命化を図る修繕を行い、これにより26年度以降からの一般会計繰入金については、金額も減って安定するのではないかと考えているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第32号平成25年度瑞穂市水道事業会計予算を審査しました。

執行部からの予算書に沿った補足説明の後、市内の管路網は大分整備されているが、まだ石綿管が残っている箇所はどの程度あるのかとの質疑に、数百メートル残っていると考えている。確認できている場所としては、ＪＲ穂積駅東のまんぼの下、県道美江寺西結線のＪＲガード下、宝江の忠太橋の前後あたりに残っている。ＪＲガード下の部分については、別ルートにてバイパス管が既に設けてあり、配水には支障はないと考えている。単独で布設がえを行うと非常に高額な事業費になるため、県道に埋設してある箇所については道路改良に合わせて施工したいと考えている。そのほかの場所については、石綿管は比較的破損しやすいと考えられ、漏水調査等により破損箇所が判明した際に改良していくとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第33号市道路線の認定及び廃止についてを審査いたしました。

執行部からの補足説明の後、質疑として、認定路線の4 - 3 - 362号線の市道認定につき慎重な意見や、住所地番について起点・終点ともに多利地内ではないかとの質疑に対し、起点・終点については資料にお示ししたとおり、起点は穂積字多利3253番1地先、終点は穂積字堤外2963番地3地先であるとの答弁がありました。

そのほか質疑としては、当市においては、瑞穂市企業立地促進条例が議会でも可決され、平成23年4月1日から施行されている。積極的に企業誘致していくという趣旨からすれば、今回の認定路線4 - 3 - 362号は、カーマを誘致するために必要な道路であるので、この議案に対して認める方向で進めないと、この地区の開発行為そのものをとめてしまうことにもなりかねな

いのではないかとこの質疑に、市としまして、瑞穂市企業立地促進条例により、この経済情勢の中で積極的に企業を誘致するためには、何らかの恩典が必要であるとのことから、3年間の固定資産税相当分を奨励金として支出するとの趣旨で条例を制定し、本市議会でも全会一致で認めていただいたものであり、その趣旨からしても、企業進出するために必要な手続のため、今回提案させていただき、本市の東の玄関口に当たるこの地域への企業進出によって、市としても固定資産税の収入や雇用の方が創出されたり、地域の経済の活性化が図られることなどのメリットが考えられる。市としても、カーマの誘致に対して応分の協力をしたいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成25年3月15日、産業建設委員会委員長 若井干尋。以上で報告を終わります。

- 議長（藤橋礼治君） これより議案第4号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第19号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第23号平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第24号平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第25号平成24年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第30号平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第31号平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第32号平成25年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第33号市道路線の認定及び廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

- 3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。4 - 3 - 362号線に関連をして質問をさせていただきます。

ただいまの報告では、慎重な意見があったというふうな報告がありましたけれども、3月4日の地元説明会では、県道と県道をつなぐ新設道路が、なぜ市道になるのか納得できない。県道にすべきだとか、関連して高齢者、子供たちのことを考えなくて車中心ではないか等々、住民から不安・不満の声が上がったとのことであります。率直に申し上げまして、住民の間でまだ合意形成ができていないのが現状ではないかというふうに思うわけでありますけれども、4日の地元説明会での住民の声は、委員会としてどの程度把握されていたのでしょうか、まずお聞きをいたします。

- 議長（藤橋礼治君） 産業建設委員長 若井千尋君。

- 産業建設委員長（若井千尋君） ただいまの西岡議員の質問に対してお答えさせていただきます。

まず私どもの慎重な審査の中で、県道の取り扱いということに関しては、執行部から確認した点は、本来、国道は県をまたぐ、それから県道は県と、この意味合いなんですけれども、こ

の市道に関しては、県道から県道の間にあるということで県道ではないかということだったんですけど、これは基本的には開発をする側の私有地の中にあるということで、意味合いが市道ではないかということで説明を受けて、そういうふうに私たちも説明を十分納得しました。

あとの住民の方の3月4日の市民への説明に関して意見はあったかということだったんですけど、基本的には大きくはありませんでした。ただ、これ、いろいろ開発する側の企業が、本来であれば、どこまで地元説明会をしなければいけないという意味合いも、過去にもほかの企業が来たときもあったんですけども、十分な地元の方への一応説明をするという形で開かれてはおりますけれども、それに対して本来は企業が説明をしなければいけないというようなことはなかったというふうに聞いておりますし、それ以上、地元説明会においてのこういう話があったということは、委員会の中では出ませんでした。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。
- 3番（西岡一成君） 要するに基本的に言いたいことは、住民のコンセンサスを得るということ、それが得られているのかどうか。そのことについて、委員会としてどういう認識をされたのかということを知りたいんですね、そういうこと。だから、あと執行部からは具体的にどのようなことを話されたのか、もう少し具体的に。
- 議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。
- 産業建設委員長（若井千尋君） 再度西岡議員の御質問ですけれども、まず地元説明会が3月2日であったということで訂正させていただきます。済みません。

それで、正直なところ、ざっくり言うと、細かい説明があったかということはありませんでしたし、住民の方のコンセンサスを得たかということに関しては、地元の議員が2人産業建設に入っておられますけれども、出なかったというふうに思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。
- 3番（西岡一成君） 意見は出なかったということですので、そういうことかなというふうに受けとめておきたいと思います。
- 議長（藤橋礼治君） よろしゅうございますか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。
- 7番（広瀬武雄君） 議席ナンバー7番 広瀬武雄でございますが、質疑の3月4日を正式に2日と修正されたほうがいいんじゃないかということだけのあれでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 自席でよろしいでしょうか。

おっしゃるとおりで、3月2日の誤りでありましたので、議長のほうで訂正方、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 4 - 3 - 362号線については、その他の課題を含め、現状では住民の間での合意形成が不十分であるというふうに認識をいたしております。よって、係る状況下での道路申請の採決には参加できませんので、改革の私とくまがい議員は棄権をいたします。

〔発言する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 今、くまがい君と2人が出るということで、代表で言われたのでこれはいいとしても、採決をイエスかノーかやらずに、いつもああいうふうにあれですもんで、僕はそう思っておりましたので。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、11時まで休憩をとります。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時04分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第22 議案第3号から日程第31 議案第26号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第22、議案第3号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから、日程第31、議案第26号平成25年度瑞穂市一般会計予算までを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 庄田昭人君。

- 総務委員長（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

議長のお許しをいただき、平成25年第1回定例会総務委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました10議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、3月7日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長、また平成24年度一般会計補正予算及び平成25年度一般会計予算審査のため、当委員会所管以外の教育次長、各部長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第20号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）を審査しました。

本案については、各常任委員会での所管部分の協議をされた結果、当委員会への意見の報告はありませんでした。執行部より、本案に対して補正予算説明書に沿って補足説明を受けた後、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第26号平成25年度瑞穂市一般会計予算を審査いたしました。

本案について各常任委員会で所管部分の協議をされた結果、厚生委員長より議長を通じて意見の報告がありました。

内容は、厚生委員会協議会より、当委員会所管の予算については、款民生費、項社会福祉費、目老人福祉費、節負担金補助及び交付金に高齢者能力活用協会補助金300万円が計上されている。これは一般社団法人瑞穂市シルバー人材センターに対しての補助金であり、高年齢者等の雇用安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第40条に規定する措置に沿った予算措置と理解できる。しかしながら、先般の監査委員による監査結果報告により、一般社団法人瑞穂市シルバー人材センターの運営が適切でないことが判明した。平成24年度の予算措置600万円と比較し半額に減額となったといえども、当委員会では、全会一致で「その予算の執行については、適正な執行を要望する」という意見がありました。

その後、執行部より予算説明書に沿って補足説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑として、歳入では、債務負担行為について、一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社

を３年間、指定管理者にして指定するための債務負担行為なのかとの質疑に、今回上程させていただきました第３号と４号議案にもありますように、本年の４月１日より、一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社に指定管理者の指定を行います。予算の裏づけとして、来年度以降の予算を担保するための措置をとってあるとの答弁がありました。

また、土木費国庫補助金、道路橋りょう費補助金に記載してある社会資本整備総合交付金の補助率についての質疑があり、事業費の５５％が補助金として入ってくるとの答弁がありました。

歳出では公用車を３台購入することであるが、リース方式での検討はしていないのかとの質疑に、現在基準として１５年以上、もしくは１３万キロメートル以上経過した車両の随時更新や、年数や距離にかかわらず、使える車は修繕をして長く乗れるような対策をとっている。議会でも３年ほど前にも給食車両などの特殊車両についてリース方式の検討をいただいたが、結果として、買い取りのほうが良いという結論をいただいている。今後、リース方式についても検討するが、経費の面から考え、基本的には買い取りの方針であるとの答弁がありました。

また、生活保護費の医療扶助費が昨年より１,９２０万円ふえているとのことであるが、医療費を抑制するような方策はとっているのかとの質疑に、１人で複数の医療機関に受診されたり、入院される方が多くなっており、医療費が増加しているが、昨年からは医師会と薬剤師会にジェネリック医薬品を使っていただくようお願いしている。また、本人にもジェネリック医薬品を使っていただくよう指導しているとの答弁がありました。

また、東北の被災地へ職員派遣とのことであるが、何名分が計上してあるのかとの質疑に、釜石市へ平成２６年１月、２月に、１人１カ月ずつで保健師２名を派遣するための予算が計上しており、岐阜県市長会が取りまとめを行っているとの答弁がありました。

また、老人福祉センターのお風呂についての質疑に、議会にもお諮りして進めてきたが、故障が多く昨年末からは休止している。今後の対応について、全員協議会等でも協議した結果、老人福祉センターの施設そのものが老朽化しており大規模改修が必要である、もし、お風呂を再開するならば、施設の大規模改修にあわせてお風呂の修理も行う必要がある。お風呂の修理に多額の費用がかかるため休止するとの答弁がありました。

また、一般社団法人瑞穂市シルバー人材センターへの補助金として３００万円が計上されているが、議会初日の代表監査委員による監査結果報告や新聞各紙に掲載されたことも踏まえ、どのように考えているのかとの質疑があり、今回の件に関しまして真摯に受けとめている。補助金の３００万円については、瑞穂市地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱及び厚生労働省から平成２４年度シルバー人材センター事業の執行方針、また高齢者等の雇用の安定等に関する法律第４０条の趣旨に鑑み、市としても、シルバー人材センターは高齢者の就業の機会の確保のために必要であり、市として支援するために計上した。しかし、すぐ支払うのではなく、指摘事項が改善され、内容を精査して、しっかりと是正がなされたことを確認してから支払うとの

答弁がありました。

また、道路台帳整備委託料について、市道だけでなく水道の管路網などのデータも取り入れて台帳整備するののかとの質疑があり、今回の道路台帳整備は、現在、紙ベースの道路台帳のデジタル化をしていくものであり、将来的には他のシステムで管理している上水道、下水道のデータも取り入れ管理していくことも考えられるとの答弁がありました。

また、消防費の常備消防費の委託料が昨年より4,461万円減額しているが、その理由はとの質疑にも、毎年、岐阜市消防本部には、車両の購入も含めて委託料を支払っており、昨年、岐阜市消防本部で購入した化学消防車の車両を瑞穂消防署に配備していただいた。そのため来年度の委託費にはその分、計上をしなくても済むため、委託料が昨年度より減額となっているとの答弁がありました。

また、祖父江伯母塚の公園用地購入については、今回で3回目になる。過去2回は議員の関係者の土地ということで、議会としては購入を認めない判断をしているのにもかかわらず、どうしてまた購入の話が出てくるのかとの質疑に、本市としても、一貫して瑞穂市公園・緑地等基本計画に沿って、順次、都市計画区域内に2,500平方メートル程度の街区公園を、要望を踏まえ、位置や形状、需要と供給、経済性等を考慮して選定してきた。この土地については、そういった選定基準に照らし合わせて判断した結果、総合評価で一番高い点数がつくため、今回予算計上したとの答弁がありました。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

その後、議案第26号平成25年度瑞穂市一般会計予算に対する附帯決議が松野藤四郎議員より、広瀬時男議員、星川睦枝議員、2人の賛成者を得て提出されました。

附帯決議の趣旨説明として、一般社団法人瑞穂市シルバー人材センターに対しての補助金として、款民生費、項社会福祉費、目老人福祉費、節負担金補助及び交付金に高齢者能力活用協会補助金300万円が計上されている。これは高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第40条に規定する措置に沿った予算措置と理解できる。しかしながら、先般の監査委員による監査結果報告により、一般社団法人瑞穂市シルバー人材センターの運営が適切ではないことが判明した。一般社団法人瑞穂市シルバー人材センターへの補助金、予算額300万円の支出執行については、その運営状況及び監査報告結果についての措置状況等を慎重に検討・分析し、市議会に対して十分な説明がなされた上で、必要な場合かつ必要な額のみについて補助金の支出を行うように求めるとの説明がありました。

その後、質疑、討論なく採決の結果、全会一致で附帯決議は可決いたしました。

次に、議案第3号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第6号瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例を廃止する条例について、議案第8号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第9号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及

び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第10号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第16号瑞穂市水防協議会条例の一部を改正する条例について、議案第17号瑞穂市防災会議条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これらの議案について、特に報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

最後に、議案第18号瑞穂市国民保護協議会条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、第16号、第17号、第18号の議案についても同じことが言えるが、もっと早くから中部電力やN T Tなどの識見を有する方を委員に入れておくべきではなかったのかとの質疑に、もっと早い時期に委員をふやすべきであった。現在、中部電力やN T Tなどに委員として御協力をいただけるように働きかけているとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。平成25年3月15日、総務委員会委員長 庄田昭人。以上報告を終わります。

- 議長（藤橋礼治君） これより議案第3号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第6号瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例を廃止する条例につ

いての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第8号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第9号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第10号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第16号瑞穂市水防協議会条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第17号瑞穂市防災会議条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第18号瑞穂市国民保護協議会条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第20号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第26号平成25年度瑞穂市一般会計予算について、委員長の報告は原案及び別紙
附帯決議を可決するものです。したがって、まず原案について委員長報告に対する質疑、討論、
採決を行います。原案が可決されましたら、附帯決議案について質疑、討論、採決を行います。

これより議案第26号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 3番 西岡一成君。
- 3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、シルバー人材センターについて委員長に御質問を申し上げたいと思います。

今の報告によりますと、一般社団法人瑞穂市シルバー人材センターへの補助金として300万円が計上されているが、議会初日の代表監査委員による監査結果報告や新聞各紙に掲載されたことも踏まえ、どのように考えているのかとの質疑がありとあります。私がお聞きをしたいのは、まず自分たちは代表監査委員や新聞報道に対してどのように考えているのか。そのことがその後の一切の議論の前提になりますので、まずその辺はどうであったのかについて御質問を申し上げます。

- 議長（藤橋礼治君） 総務委員長 庄田昭人君。
- 総務委員長（庄田昭人君） 議案第26号平成25年度瑞穂市一般会計予算について、西岡議員にお答えさせていただきます。

先ほどシルバー人材センターについてということで、総務委員会としましては、一旦休憩をさせていただき、新聞報道等の資料も取り寄せ、しっかり委員会の中で協議をさせていただき、まずはこの新聞報道がどうであったかということを委員会の中で執行部に対して質疑をさせていただきました。

その後、シルバー人材センターにおいて、会計報告、監査報告に向けてはということも協議をさせていただき、しっかりとこの部分については、きちっとまだあの時点では、委員会の中では新聞報道のほうが先行しておりましたので、その部分を正させていただきました。しかし、まだ適正ではないというふうに判断をさせていただき、附帯決議というふうな方向に進ませていただきました。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。
- 3番（西岡一成君） 今の答弁では、しっかり協議をさせていただき新聞報道はどうであった

か、そういう報告も執行部からいただいたということですが、まさに、だからお聞きしているんでありますが、新聞報道の内容はどうであったんですか。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○総務委員長（庄田昭人君） 西岡議員の質問にお答えさせていただきます。

新聞報道については、副市長より答弁をいただき、この部分についてはまだ決算前だということで、しかし遺憾であるということは考えているので、是正をする方向でいるという新聞報道の答弁でありました。なので、委員会の現時点においては、まだまだ適正ではないというふうな判断をさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 今この見解はるる承っております。問題は、委員会が主体的に新聞報道の内容をどう検証したか、このことなんですね、そのことをお聞きしておるんです。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○総務委員長（庄田昭人君） 新聞報道をどのように議論したかということですが、中日新聞の3月5日のことにも触れました。少しこの部分を読ませていただきますと、堀市長はこの報告書に従う方針で、13年度に予定していた補助金300万円の支出を当面見送るといったことに関して、また中日新聞のことについても、堀市長の2013年度からの契約の積算も見直すとしているなど、それぞれの新聞報道にあった部分についてどのようなものであるのかということをお聞きいただきました。なので、最終的には先ほどの答弁と同じになりますが、この監査報告については真摯に受けとめるということですので、議会としても、それではまだまだ予算を計上することについてはどうなのかということでありましたので、それぞれの新聞報道の部分について質疑をさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 私が聞いておるのは、新聞報道の前提となる事実自体が検証されたかどうか。そのことについては、代表監査委員の報告内容に対する検証もどうであったか、このことをお聞きしておるんですね。

これ、なぜ大事かというと、きのう、くまがい議員の包括外部監査の内容について執行部をただされましたけれども、堀市長は、包括外部監査が全て正しいわけではないということを断言されましたね。私もそう思います。監査をやられる人の観点というものがあります。視点というものがあります。その視点とずれておれば見解が違ってくるようになりますね。だから、それは大いに議論、論争をしなければならないわけでありまして、要するに、代表監査委員の監査報告、新聞報道をうのみにして自分たちは議論していないかどうか。これが議会としてチ

エックをする役割なんですね。

そうすると、例えば代表監査委員も新聞報道も代表理事の行動費、費用弁償、理事に対する報酬だというふうに言っておるんですね。それも前提にして1回、2回と書いています。

そこでお聞きしますけれども、報酬とは何ですか。費用弁償とは何ですか。その定義が明確になされて議論をされているんですか。その点についてちょっとお答えをいただきたい。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○総務委員長（庄田昭人君） 西岡議員の質問に答えさせていただきます。

新聞報道をうのみにしたのではなく、新聞報道について、しっかりとそれが正しいのか正しくないのかということを協議させていただき質問をさせていただいた。なので、それは新聞報道をうのみにしたのではなく、きちっと確認をしたということでもあります。なので、その後の答弁の中で、市として支出するための計上をしたが、すぐ支払うのではなく、指摘事項が改善された内容を精査してと、しっかりと是正されていることが、今では確認できないからという答弁をしっかりと確認をさせていただいた。

また、先ほどの報償費、費用弁償については、委員会の中では取り上げておりません。しっかりとその辺については私のほうもちょっと確認ができませんが、先ほどの新聞報道については、そのように答えさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 論点というか、答弁がずれておるんですね。正しいのか正しくないのか、きちっと確認をしたのであれば、新聞報道の費用弁償も報酬である、こういう記述は、今委員長みずからが答弁したように、正しいのか正しくないのかきちっと確認したのであれば、それは言えるはずなんです。だから、それを言ってくださいと言っておるんです。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○総務委員長（庄田昭人君） 西岡議員の質問に答えさせていただきます。

費用弁償や報償費が正しいか正しくないか、それもまだ確認がきちっとできていないので、それが正しいか正しくないかも、まだそれではきちっとした理解ができていないので、市議会議員に対してそういう説明も行うようにという附帯決議でありますので、これは今後決算が終わりましてからのことではないかなあと。この費用弁償がどうであるかということではなく、まだクエスチョンというところではないかというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 脱線ですね、脱線。やっぱりピントがずれております。何も附帯決議の話を今しておるんじゃないんですよ、それはまた後でやりますけど。委員会として代表監査

委員が指摘してきた事項、それを前提にうのみにして書いた新聞。この内容について、委員会としては主体的にどう考えたのかということを聞いておるんです。執行部の説明がこうであったああであったというのは、それは執行部の話としてわかりました。自分たちがどうかということ。それをしっかりと確認をするためには、どうしても報酬等々は何ぞや、費用弁償とは何ぞやという定義が前提になってくるんですよ。

基本的に一般論から言えば、一般論だけじゃなくて、今ここにいろんなシルバー人材センターの規程をいろいろ持っております。全国のシルバー人材センター事業協会の定款も持っています。それを見て共通なのは、簡単に言うんですよ、報酬とは職務の対価、費用とはその職務を遂行する上で要したものだんですね。

それで、例えばこれは守山市のやつですけども、報酬は費用とは明確に区分されるものとする。費用も報酬等とは明確に区分されるものとするということで、今申しあげました全国シルバー人材センター事業協会の定款でも、見出しが「報酬と及び費用」となっておるんですね。明確に職務執行の対価として報酬。その職務を行うために要するものは費用、これはいろんなところを調べましてもこれは共通しております。

ところがうちは、シルバーの定款自体が「報酬等」なんですよ。そうすると、報酬等の「等」とは何かとは。ほかのところを調べると、報酬等と費用とは違うということが明確に書かれている。だから、そういう意味では、シルバーの定款の報酬等の規定自体の見直し、もっと言うと明確化、このことが課題になってくるということなんですよ。だからそれは1つの例。

それを踏まえた上で、じゃあ理事会の中で行動費ということで筆頭理事が提案をして、監事も別に報酬じゃないから総会にかけなくてもいいんだとかということで、全会一致で確認をされていくということがあるんですけども、やはりそういう検証を行うことが委員会にとって必要。委員会だけじゃないんです、我々議員にとっても必要。私は新聞が出たときに、すぐその記事に基づいて中身をリストアップして、さまざまなシルバー人材センターの定款等と比較考量をしながら、シルバー人材センターのどこに問題があるかということも自分なりに考えました。そういう意味では、もちろん代表監査委員の指摘された事項に同感する部分も、もちろんあります。

片一方でそういう行動費を出しながら、じゃあ行動費を出すための規定はどうなんですか。普通から言えば、行動費を出すと言ったら出すための規定をつくって、幾ら出す、どういう出し方で出す、その目的は何だとかという規定をつくってやるのが常識だと思うんですよ。その常識ということが、実際は奥田副市長も言いましたけど、悪意ではないと。みんな一生懸命やられているんだけど、残念ながら会計原則とか、記帳の仕方とか、組織の運営に係る原則とかということについての知識が、まことに残念ながら非常に欠如をしたというふうに言わ

ざるを得ないんですよ。これはもとのM代表理事が解任をされましたけれども、ほかの人がなっても同じなんです。

だから、ちょっとはしょって申し上げますけれども、執行部がすぐ支払うのではなく、指摘事項が改善され、内容を精査して、しっかりと是正がなされたことを確認してから支払うと言っていますけれども、はっきり言って大変です。大変というのは、言葉として簡単に一般論でそうかなとなるんだけど、本当に先ほど言った行動費の問題から定款上の問題から精査をして、シルバーの理事、それから監事さん、事務局長、職員が自分の頭で考えて、なるほどそこが問題なんやなという意識が心の中に定着をして、それが積み上がっていかなければ、そしてその積み上げに比例して組織は改善してくると思います。もちろんそれに対する市の指導が定期的నికిちっとやられるという前提でありますけれども。だから、方向性はそういうことだと思うんです。けれども、今申し上げましたように、それが1年で組織がほかの先進的なシルバーのようになるとは、私は悲観論を語るかもわかりませんが、そんなに簡単なものじゃないというふうに思っております。

ですから、冒頭申し上げましたように、委員会もそうだし、議員の我々についてもそういう定款上の問題点、そしてシルバーの抱えている課題、こういうものをしっかり個別で全体的に把握するということが大事ではないかというふうに思っております。これは政治的に誰をやっつけろとか、どうのこうのというお粗末な次元の話であってはいけません。やっぱり高齢者の雇用の安定等を図る上でシルバーをどう強化していくのか。このことが非常に重要になってまいります。質問を言い出すと切りがありませんので、それで終わります。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○総務委員長（庄田昭人君） シルバー人材センターのことについては、予算として上げられているので、今るるお話をいただいたように大変である、この疑惑・疑念についてはしっかりと精査してくのが議員の務めではないかと考えております。

また、先ほどの補助金300万円についてどうであるかということについては、委員会としてもしっかりと協議をさせていただき、なぜ300万なのかということであれば、それぞれのシルバー補助金事業方針についてという資料をいただき、シルバー人材センターの運営格づけ100人以上であるといったところから、その格づけによって300万円の算出が出ている。先ほども西岡議員が言われたように、シルバー人材センターとしての高齢者の就業機会を確保するためには必要である。なので300万円を補正するではなく、やはりこれは附帯決議をしてしっかりと議員として、先ほど言われた行動費、費用弁償等も協議して支出をしていくべきではないかというふうに私は考えておりますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

- 3 番（西岡一成君） あと 1 つだけ、補助金の返還等についての監査報告もございました。それをそのまま新聞で垂れ流しておるということもありますけれども、まず基本的に押さえておきたいのは、瑞穂市には補助金交付規則というものがあります。その中で、補助金等の返還という項目が第13条に規定をされております。短いんですけれども、市長は補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。これが第13条規定ですね、これだけです。

他のところを見てみますと、補助金の取り消し等という見出しであったりして、はしょりますけれども、この要綱に違反したとき、虚偽、その他不正な行為により補助を受け、または受けようとしたとき、その他市長が不適当と認めたときとか、補助金を他の用途に使用したときとか、補助事業の執行額が補助額に達しなかったときとか、あと 1 つだけですけど、例えば厚木の場合ですとどういう規定があるかといいますと、余剰金が出たときですね。補助金に余剰が生じたときは厚木市に返還するものとする。これだけが 1 項書かれていますね。だから、補助金の返還をする場合の具体的な項目がそれぞれ書かれておる。要するに規定が詳細なんですね。

瑞穂市の場合は定款もそうですけれども、結構どんぶりの部分があるんですね。だから、結構どんぶりの部分があるということはどういうことかということ、それぞれの立場で受けとめる裁量の幅が出てくるということなんです。ルールというものは、きゅっと縛って、大体社会通念を持っておる人が解釈したときに、その解釈に余り差が出てこないように安定的で普遍的なものでなければいけないわけですね。だから、そういうことからすると、たった 1 つだけとか、いわゆる返還する場合は、もうだめだとわかったときだけとかというような規定だけではだめなんです。ですから、これはシルバー人材センターの問題であると同時に、市自身の問題でもあるんです。

私はいつも、何回でも繰り返しているのは、市にある条例等々についても、やっぱり今の時代に応じているかどうかについてチェックをする。そういうスタッフというものをつくってやっていかないとだめですよということを言っておるんですけれども、この件だって同じことなんです、同じ問題なんですね。だから、ぜひその点について、委員会の皆さんだけの問題じゃなくて、我々自身の問題として受けとめさせていただきながら、大変申しわけなかったですけども、委員長に対する質問を終わりたいと思います。

- 議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。
- 総務委員長（庄田昭人君） 返還についての、不正があればという新聞報道についてですが、これについても、副市長の答弁の中には、新聞報道では言葉の中で一部であったと、一部だから直ちに返還を求めるという言葉ではなかったということでありました。なので、これはきち

っと精算が終了して、不正があれば返還していただくという答弁でありました。また、議員として、このシルバー人材センターについては、今後きちっと議会としても、大きく報道されたものに関してはしっかりと議論をしていくべきだと、そのように感じております。よろしくお願いします。

- 議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 堀武君。

- 1番（堀 武君） 堀武です。委員長に1つだけ質問します。

随意契約のことがちょっと出ておるんですけども、その点話題になったか、ちょっと御答弁願います。1点だけ、よろしくお願いします。

- 議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

- 総務委員長（庄田昭人君） 堀武議員の質問にお答えさせていただきます。

シルバー人材センターとの契約についてということも、少し触れさせていただいている記憶があります。公共サービスからシルバー人材センターに行った経緯、仕事、契約等が回りました。その中でシルバー人材センターに公共サービスのほうから回ったことについては、仕事量と契約については何割引きというような簡単な試算をした点については、瑞穂市としても、しっかりと試算割りを今後は正していきたいという答弁もありました。以上でございます。

- 議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 堀武君。

- 1番（堀 武君） 委員長の答弁のとおりだと思っております。ただ、今言うように、随契というのに関していろいろ問題点が出ているのも事実です。というのは、その内容的なことの幅に関して、サービスの事業が多いもんですから、その単価と支払われている単価とギャップがあれば、その分だけの量的なことの仕事をやっていただかなきゃ、これはみんな税金なんですから。その辺のことで、委員会としてもそれ以上のことはなかなか難しいことだと思っておるもんですから、それは行政側に対してのお願いというか、当然そういうことをしていかないと、やはり公平性に欠けるもんですから、十分にその辺のことを勘案してやっていただきたい。

西岡議員の言われる性善説から発せられたような質問があったんですけども、本当に性善説で行けばいいんですけども、その辺のことも含めて、よく行政側も検討していただいたと思います。以上です。よろしくお願いします。

- 議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋でございます。

1点、今の議案第26号の25年度の一般会計予算の中の教育費、学校教育費の中の学校建設費の中で、穂積中学校の整備事業の中で、これは市道を渡ってテニスコートへ10月1日から穂積中学校の子が通うんですけれども、このときに市道を渡るんですけれども、生徒の方の安全確保に関しては協議がなされたかどうかをお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○総務委員長（庄田昭人君） ただいまの若井議員の質問でございますが、今回の総務委員会の中では、そのような穂積中学校の横断歩道等については話し合われておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 了解しました。

協議されることがあった場合は、このこともあわせて協議されるべきだなというふうに思いましたので、質問させていただきました。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、議案第26号平成25年度瑞穂市一般会計予算に対する修正動議を提出いたします。

初めに、修正理由を簡単に申し上げたいと思います。

〔発言する者あり〕

○3番（西岡一成君） ちょっとお待ちください。議案の配付をさせていただきます。お手元にない状態ではいけませんので。

○議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして、しばらく休憩をします。

休憩 午後0時03分

再開 午後0時04分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

本案に対しては、西岡一成君ほか2人の発議者からお手元に配りました修正案が提出されます。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の趣旨説明を求めます。

西岡一成君。

○ 3 番（西岡一成君） 大変失礼をいたしました。

修正動議は私と広瀬捨男議員、くまがいさちこ議員、3名の共同提出となっております。

先ほど申し上げましたように、初めに修正理由を簡単に申し述べたいと思います。

瑞穂市まちづくり基本条例は、市民が主権者であるまちづくりをうたっております。

大月運動公園につきましては、スポーツ関係者、瑞穂市内小・中学校の保護者等々の声は聞かれたとのことでありますが、旧巢南地区、旧穂積地区全体で多様な立場の市民から意見を聞いたということではないようであります。その意味では、運動公園がたとえ旧巢南時代からの第3次総合計画に位置づけられたものであったといたしましても、だからといって合併後の住民全体との合意形成ができていたとは限りません。とりわけ生津ふれあい広場には、これまで26億5,000万円が投じられ、大月運動公園については、用地取得費、設計費、今後の整備費を含めると7億円以上の費用が見込まれております。合わせて33億5,000万円という莫大な税金をスポーツ施設に継ぎ込むわけであります。

私もスポーツをやってまいりましたので、野球とか柔道をやって、スポーツに対する思い入れは自分自身も持っております。確かにスポーツ関係者はもとより、一般の市民の中にも運動公園を心待ちにしておられる方も見えると思います。しかし、一般の市民の中には、スポーツ施設よりも子育て支援や特別養護老人ホームの拡充が先だという声も多くあるかもしれません。だからこそ、スポーツ関係者の声だけでなく、瑞穂市全体で多様な立場の市民から運動公園の是非について意見を聞くべきであります。その手続を踏むことが、まちづくり基本条例という市民が主権者であるまちづくりを実践することになるのであります。

具体的にはアンケート、住民投票など、その手法はいろいろありますけれども、その結果、住民の多数が運動公園に賛成だとなれば、その時点で予算を計上すればいいのであります。

したがって、現時点においては、予算の計上は見合わせるべきとの観点から、（仮称）大月運動公園用地購入費1億円並びに設計委託料1,500万円、合計1億1,500万円を平成25年度瑞穂市一般会計予算から削除するものであります。以下、修正案の具体的内容について説明をさせていただきます。

議案第26号平成25年度瑞穂市一般会計予算に対する修正案。

議案第26号平成25年度瑞穂市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条、153億5,000万円を152億3,500万円に改める。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳入、繰越金、18繰越金を2億5,000万から1億1,500万を減額いたしまして1億3,500万円、歳出も同様に、10款教育費19億4,647万4,000円から1億1,500万を減額して18億3,147万4,000円とする。7の保健体育費で具体的に3億8,587万円3,000円から1億1,500万を減額いたしまして2億7,087万3,000円とするものであります。歳出合計は153億5,000万円から1億1,500万

円を減額して152億3,500万円とするものであります。

以上、簡単でありますけれども修正案の提案とさせていただきます。なお、詳細につきましては、別紙修正案資料を御参照いただきたいと思います。以上で提案を終わります。

- 議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

事業の都合によりまして、しばらく休憩をとります。1時30分から再開をいたします。

休憩 午後0時11分

再開 午後1時36分

- 議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

西岡議員から、議案の訂正につきまして説明をいただきます。

西岡一成君。

- 3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

大変失礼をいたしました。

先ほど提案いたしました修正案の字句に誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

歳出、款教育費、7項の保健体育費でありますけれども、保健の「健」が社会保険の「険」になっておりましたので……。

〔発言する者あり〕

- 3番（西岡一成君） ごめんなさい。今配付をいたしておりますので、それを比較・検討していただきたいと思います。

改めまして、字句の誤りについて申し上げたいと思います。

歳出、款10教育費、項7保健体育費の部分の保健の「健」が社会保険の「険」になっておりましたので、保健衛生の「健」、健康の「健」に修正をお願いしたいと思います。以上で提案を終わります。

- 議長（藤橋礼治君） これより修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論についてあらかじめ申し上げます。討論は原案に賛成で修正案に反対、原案及び修正案に賛成、原案及び修正案に反対の3通りが考えられます。それぞれ立場を明らかにしてから討論をしてください。

まず、原案に賛成で修正案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○１２番（清水 治君） 議席番号12番 清水治です。

今、提出されました議案第26号平成25年度瑞穂市一般会計予算に対する修正案の修正に対する反対の立場、原案賛成でこの修正に対する反対の立場で討論をさせていただきます。

今回のこの（仮称）大月運動公園の整備に関しましては、瑞穂市総合計画後期基本計画、これは平成24年３月議会におきまして、議案第６号ということで提出をされまして、これは議決をいたしております。その中にまちの拠点づくりとして巢南庁舎周辺において、市西部の魅力ある居住環境の拠点づくりの一環として西部複合センター、下水処理場、多目的広場等の整備を一体的に進める計画を立てています。その具体的な施策として、西部多機能拠点整備事業を主要事業として掲げております。特にスポーツ施設の充実については、全市的な行事が行えるスポーツ拠点施設の整備を目指しており、本年度は生津ふれあい広場の有効活用を目的として整備事業が実施されています。

この生津ふれあい広場は、県レベルの大会が開催できる８面のテニス場と一般のサッカーと軟式野球ができる多目的グラウンドを整備しましたが、この（仮称）大月運動公園は、近隣の本巢市や北方町にはない陸上競技の400メートルトラックをメインにし、インフィールド競技ができる天然芝を張り、正式なサッカーやグラウンドゴルフができるような施設をイメージしております。スポーツ施設でも全く内容が異なるスポーツ施設を整備するものであると思います。

この（仮称）大月運動公園が担う役割として、基本整備の方針にも書いてありますが、第１に、多くの市民がスポーツ、健康づくりの場として活用できる運動公園、第２に、瑞穂市及び市周辺市町村の大会が開催できる運動公園、第３に、瑞穂市の子供たちが県大会などの大きな大会と同じ条件で活動できる運動公園。具体的には瑞穂市にはない施設であり、陸上競技場をメイン施設としながらも、多くの市民が健康づくりや競技スポーツの場として多様に活用できる空間施設づくりを図り、市全体のスポーツ振興を支援できるものと思います。この（仮称）大月運動公園は必要な施設であると思います。

それともう１点、今回の修正の中には、この設計以外の用地取得ですね。これについても修正をされておりますが、こういった公共施設の整備に必要な土地は、原則、市が所有して使用するべきと考えます。これが借地であった場合は、契約の更新時や個人の事情、都合により返還の申し出または第三者への転売、また抵当権設定による競売などが発生しないとも限りません。既に構築物等で使用している場合は、これを保全する必要があるというようなことも、私が24年の６月議会のときに、そういった施設の借り上げている土地についても一般質問をさせていただきました。その中でも会計監査の方も、なるべくなら購入するという方向を出してほしい

ということでしたので、これらを整備する場合、その土地がなくなることにより計画が頓挫するなど、公共施設整備に大きな障害となるおそれがあると私は思います。

以上の理由により、今回の修正案に対しては反対とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 議席番号14番、新生クラブ、若園五朗でございます。

ただいまの修正案に対する反対討論でございますけれども、先ほど清水議員より討論がございましたんですけれども、私なりの追加の討論をさせていただきます。

皆さんも御存じのとおり、大月公園については2万平米ということで、まだ借地ということが現実でございます。今回その中で3,600平米を買い取るということで1億等の予算が計上してございますけれども、土地利用財産特別委員会においても、現在の未利用地を早く利用するということも含め、また市民が早く土地利用について望んでいるところでございます。

そうした中で、市長の答弁にもございますように、瑞穂市においては、陸上の部分、サッカー場、あるいはテニสนาม、あるいは陸上運動場等でなるべく建物は少なくして経費がかからない方法で、瑞穂市はそういうカラーを出していくということでございます。ごらんのとおり本田コミュニティにおいても、年間の経費が2,100万円ということで非常に維持・管理等にかかりますが、今回このようなことで多目的に、早く合併協議会の中でも巢南庁舎周辺多目的広場という位置づけがございまして。また、先ほど清水議員の説明があったように、瑞穂市の総合計画の中にも西部多機能拠点整備ということの位置づけの中で、この予算も今回の平成25年度の当初予算に上がっておると考えています。

その中で今後1,500万についての実施設計については、市民が使いやすい場として、真ん中には芝生を張りますけれども、そこにはやっぱり子供あるいは親子連れが、家族が憩いの場として、木を入れて、陸上競技をやられていないときにはいろいろ有効活用するということの目的で、多目的に、大いに早く今年度は実施設計に入り、来年度は5億か6億の予算を早急に投入していただいて整備をお願いしたいと私は考えています。

現在、体育協会4,900名、あるいはスポーツ少年団、陸上部も含めて237名、あるいはなかよしクラブの600名という会員の多くが、この（仮称）大月運動公園を早く使えるようにお願いしたいと思います。以上をもって修正案の反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案及び修正案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は修正案に賛成、修正部分を除く原案に賛成という立場で討論をいたします。

まず大きな1番は、市民5万2,000人ですが、合意形成が不十分だということです。

その1を申し上げます。まず、今申し上げましたが、市民全体の合意形成が不十分だと思います。意見を聞いた体協、スポーツ少年団、なかよしクラブすなみ、その他の一部の人のアンケート、これを足し算しましても5,000人、登録団体を全部拾いますと5,000人弱でございます。

また、今申し上げた団体プラス巢南の方々が待ち望むものであるという御説明でございますが、この方々の中にも家族とか暮らし方は多様ですので、全体に聞いたわけではございませんね。別の考えをお持ちの方も当然お見えになるはずです。ですから、この団体の役員さんだろうと思いますが、この方たちに了承を得たから合意を得たということにはなりません。これがまず市民の合意形成が不十分という私の考えです。

次にその2、合意形成不十分の2です。議会全体の合意形成が不十分だと思います。

実は大月に陸上競技場をつくる話は、文教では去年の8月末に出てきました。9月議会の前の協議会です。森議員の質問に対して、市長がすかさず陸上競技場を考えていると、大月のことについて。そこで絵図を2枚出されました。どうしてこういう話になるんだろうと非常に不思議でしたが、私はいろいろ疑問をお聞きしましたら、文教は4人しかいないわけで、委員長さんを除くと3人しかいないわけですが、私以外の方は、既にもう決まっておることやと、こういう発言もございました。私はそのときに、一体どこで決まっている話なんだろうと思いました。

12月議会の私の本会議の質問に対して、市長は本巢市、北方町で合意が得られなかったもので、あれはやめましたとここでおっしゃいました。ところが3月にまた出てきたわけですね。あの内容を詳しく聞きましたら、陸上競技場については、日本陸上競技連盟公認の第2種から第3種に変えて予算を組んだと、こういう説明がきのうの文教協議会で聞きました。

ですから、最初に出てきたのが昨年8月で、もう決まっておることやという発言が議員からあり、そして12月にはやめましたが、でまた3月でちょっと規模を小さくしてやるという議案がまた出てきたわけです。私がどこで一体決まっている話なんだろうと思ったように、この話の出どころですね。初めにこの話がどこで出たかというのは、全体ではなくて、ごく一部の話で出てきたと、私としてはとらざるを得ません。

3番目に市役所と申しますか、執行部全体の合意形成はできているんだろうかというのも非常に疑問です。

まず資料配付のごたごたですね。これは所管の文教協議会では配られたのに、付託されている総務委員会では配られなかったのは一体なぜなのでしょう。そして、総務委員会が資料を

求めなかった。配られなかった、求めなかったと。これも大変疑問でございます。

それから私が13日に一般質問で配りたいと、ほかの方にこれを見ていただきたいと。一般質問の資料にしたいといったときにも、教育委員会がストップをかけました。2日間、私は話し合いましたが。ところが市長は配りますと言われましたから、教育委員会と市長部局というか、大きく分ければですけど、おのおのの部長さんたちもまた違うのかもしれませんが、合意形成ができていなかったと受け取らざるを得ません。できていれば、ぜひこういうのだから御理解いただきたいと配られたはずです。合意形成が不十分、つまり市民全体、議会全体、そして市役所全体の中も不十分であるという今根拠を申し上げました。

なお、そのほかにも申し上げたいことがございます。

総合計画の下にマスタープランがつくられるわけですが、これで大月はずうっとこの事業が位置づけられていたからというのを何度もおっしゃいますが、確かにそうです。総合計画もマスタープランも位置づけられています。でも、私が一般質問で申し上げましたように、生津についてはスポーツ広場では位置づけられておりません。特に総合計画を具体化したマスタープランにおいては、生津の広場の使い方について、アンケート調査をした上で地元の意向、それから全市の意向、希望というのがマスタープランの中にちゃんとグラフで出ていまして、両方ともが、全市も地元も緑地公園にしてもらいたいというのが1番、39%です。スポーツ関係に使ってもらいたいというのは19%、半分で3番です。マスタープランではちゃんと緑の印がついています。総合計画にもう位置づけたから、大月を運動公園にするんだというのを根拠になさるんでしたら、なぜ総合計画、マスタープランの計画にあった生津の使い方を勝手に変えたんでしょうか。納得できません。

その他の2番目ですが、外部監査の措置の中で、大月の使い方について他の活用方法を調査・検討するとはっきり明記しながら、私が一般質問をした中では、ほとんどゼロですね。ほかの活用方法を考えたというのはありません。ですから、もう初めから大月は運動公園にすると、ほかの方法を調査・検討するなんていうことは、書きましたけど書き残っていますから、何もやる気はなかったということになります。

その他の3です。昨日文教協議会がございました。市長がしっかり1日かけて委員会を開いてくれというのに基づいて、きのうまた半日やったわけですが、この中でもこういう発言がございました。

栗南のときの計画は小さいと。市になったんだから、もっと大きいものを考えられたらどうですかと。大月の土地の北側7反を買って、もっと大きい競技場をつくるべきだと。つまり3種に小さくしないで2種でつくったらどうかと、こういう意見が出ましたら、市長は、そういう意見もいただきましたので、そういうことも考えながら設計をお出ししたいと、そういうやりとりがありました。ここで認めたら、はっきり言って議会は多数派が賛成するでしょうから

通るわけですね、議会の中では。という意味からも、私は非常に危惧を持っております。

最後に、市長もここで市長としての夢というのを12日の一般質問で語られましたし、昨日もどういうまちにしたいかということの熱弁を振るわれました。同じです。つまり、瑞穂市を集客力のあるまち、人が集まってくるまちにしたいと。

それは本当にそうできればいいなあということですが、私もこれは一般質問で申し上げましたが、まず市民が楽しく生き生きと暮らしていけると。市民というのは、瑞穂市という団体有機物だと思うんですが、市民は一人一人が細胞だと思うんですね。体も同じですが、一つ一つの細胞が生き生きしなければ、全体は生き生きしません。そういう意味からも、人が集まってくるところ、大会が開けるところに7億使うのではなくて、同じお金を使えとは言いませんが、一人一人が多様な暮らし方、状況を抱えて必死で生きている一人一人の市民を、その暮らしを支えることに今こそ使うべきではないか。そういうまちにこそ、よそからも人が見えるんじゃないでしょうか。ということをお願いしたいと思います。

私たちは、今年度から市民に対して意見交換会を1年に1回以上開くことにして、まだあるわけですね、新年度も。市民に問われたときにしっかり説明できる根拠を持たなければなりません。市民と考えが違って別にも構いません。報酬なんかは上げるなどと言われましたけど、私は上げるべきだとはっきり申し上げますので、市民には。とにかく自分の説明をきちんと持たなければならないということです。そのところにピントを合わせても、このまま大月に事業に7億ぐらいかかる概算ですが、説明できるでしょうかということを、ぜひ議員の皆様にも聞きたい、お考えいただきたいと思い、修正案に賛成の意見を述べさせていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） それでは討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

まず本案に対する西岡一成君、ほか2名から提出された修正案について採決をいたします。本修正案を可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席ください。

賛成少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。

原案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

賛成者全員です。したがって、原案、議案第26号平成25年度瑞穂市一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、附帯決議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、附帯決議案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 3番 西岡一成君。

- 3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、先ほどの庄田総務委員会委員長の報告のときにも申し上げましたが、具体的にシルバーに対して監査委員会報告等が出されましたけれども、それに対して自分たちはどうなのか、このことの検証がまず先に行われなければならない。執行部にももちろんその意見をたずねることはいいんですけども、一番基本的なところが曖昧になっている。そのことはこの案の中でも、必要な場合かつ必要な額のみ。これは全くわかりません。必要な場合とはどういう場合なのか。必要な額のみってどういうことなのか。赤字が出た場合、その赤字分を指すのか。つまり具体的な中身が全くわかりません。

やはり高齢者の雇用を確保するための組織を時間がかかってもしっかりつくり上げていく。そういう立場に立ったときに、先ほども申し上げましたが、さまざまな課題を抱えていることは事実です。定款上の見直しの問題もあります。さらには規則制定等々本当に大変です。そういうことを考えたときに、その中身というのは議会が提案するわけですから、絞って、明確なものを指し示さなければいけないと思います。

そういう意味では、この附帯決議はそこら辺がちょっと曖昧になっている。私は適正なシルバーの補助金の運営というのは、これは当たり前のことです。それは当然なんですけれども、やはり決議をするからには、議会の側がきちっとみずから検証するという姿勢を明らかにしなければ、よそに頼っておるだけではだめです。そういう意味で、この決議案には反対をしたいと思います。

- 議長（藤橋礼治君） 次に、附帯決議案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから附帯決議案を採決します。

附帯決議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、附帯決議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第32 議案第37号について（提案説明・質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第32、議案第37号訴えの提起についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

- 市長（堀 孝正君） それでは、追加提案について御説明を申し上げます。議案の第37号でございます。訴えの提起についてであります。

学校給食費の支払い督促に関し、平成25年2月1日に岐阜簡易裁判所へ申し立てを行ったところ、1件の異議申し立てがありました。そこで、学校給食費の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、1件の追加提出議案につきまして、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩します。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時47分

- 議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案第37号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより日程第32、議案第37号訴えの提起についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

議案第37号訴えの提起について、本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

日程第33 瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の選挙について

- 議長（藤橋礼治君） 日程第33、瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の選挙を行います。

瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の選挙について、同組合議員が平成25年3月31日に任期満了となるため、組合規約第5条の規定により後任を選挙する必要があります。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りをいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

したがって、私が指名することに決定をしました。

瑞穂市・神戸町水道組合議会議員に高田正美君、馬淵弘基君、高田修君、馬淵信治君、馬淵芳章君、高田哲男君、馬淵郁子君の以上7人を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方を瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま私が指名した方が、瑞穂市・神戸町水道組合議会議員に当選をされました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。
- 4番（庄田昭人君） 4番 庄田昭人。

書面をもって提出します。私、庄田昭人ほか4人の賛成者から提出の瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを直ちに日程に追加し、議題とすることを望みます。

- 議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午後2時52分

再開 午後2時53分

- 議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま議席番号4番 庄田昭人君ほか4人から、発議第6号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出され、これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第6号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） 追加日程第1、発議第6号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

議席番号4番 庄田昭人君。

- 4番（庄田昭人君） 失礼します。

発議第6号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

次の理由により、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

理由は、委員会の審査及び評価の充実強化並びに弾力的な委員会運営を図るため、瑞穂市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

瑞穂市議会委員会条例（平成15年瑞穂市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別紙中の総務委員会 5 人を総務委員会 7 人に、産業建設委員会 5 名を産業建設委員会 6 人に、(3)厚生委員会 5 人、市民部の所管に属する事項、福祉部の所管に属する事項、巢南庁舎管理部の所管に属する事項、(4)文教委員会 4 人、教育委員会の所管する事項をとということがありますが、その部分について(3)番と(4)番を合わせまして、文教厚生委員会といたしまして 6 人に改めるということであります。次の別紙を見ていただきますとよくわかるかと思えます。

現行であります。1 番、総務委員会 5 人、産業建設委員会 5 人、厚生委員会 5 人、文教委員会 4 人ということに現在なっておりますが、改正後、総務委員会を 7 人、産業建設委員会 6 人、文教厚生委員会 6 人というようにさせていただきたいというふうに提案させていただきます。

施行日は、この条例は平成25年 5 月 1 日以降において最初に行われる常任委員会の選任の日から施行する。

提出者、庄田昭人、賛成者、星川睦枝議員、松野藤四郎議員、若井千尋議員、清水治議員であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明は終わります。

お諮りします。発議第 6 号は、会議規則第37条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 6 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 3 番 西岡一成君。

○3 番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今、いただいたばかりでぱっと写真に撮って、ひらめいたことだけ申し上げます。

まず 1 つは、それぞれの常任委員会の構成人数ですね。総務が 7 人、産業建設委員会 6 人、文教厚生委員会 6 人、この根拠は一体どこにあるのか。それが 1 つ。

次に、重複をしますよね、これ、全部合計すると。全員の重複の中身も提案者がわかっておるわけですから、具体的にどういうふうになっていくのか。今19人の定数ですね。その中で思ったのは、議員報酬のときに、上げる前提として定数削減を視野に入れながらみたい、そういうニュアンスもありましたけれども、そういうこととあわせて、この人数についてはどういう展望を思っておられるのか。

3 つ目は、非常に唐突でありますけれども、もっと議会の中で、具体的には議会活性化委員

会等々の中で委員会のあり方をどうするか、その構成をどうするかということについて議論を深めるべきではなかったのかというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 委員会の構成について、総務委員会7名、産業建設委員会6名、文教厚生委員会として6名とした理由ですが、ただいま現状として瑞穂市議会議員としましては、今19名が定員であります、1名減ということで18で構成されております。そのため、私としては6・6・6という18名の構成になるほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。なので、19名であります、現状18名ということですので、総務委員会のところの7ということで6の3委員会の構成でいければいいかなあというふうに思っております。

また、このことが唐突であったということかもしれませんが、昨年全協において、この委員会の変更についてプリントが配られ、それ以来、何も議論がされなかったということですが、来年度に向けて、市議会議員としてしっかりと議論を深めるためには、早速ではありますがしっかりと取り組んでいくことが大事ではないかなあというふうに思わせていただき、提出をさせていただきました。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

委員会条例の改正ですね。委員会委員の人数を改正するということですが、今もっと議会で話し合ったほうがいいんじゃないかという意見がございましたが、本当にそのとおりだと思います。現在の18人の議員でこの案について話し合ったことはないわけですね。どうしてそういうプロセスを省略してというか、経ないでここに提案してしまったのかと、しかも最終日に。ということが1つです。

それからもう1つは、議会活性化推進委員会もございまして、これから議会の中の全般を活性化、改正していくのは、例えばそこに提起して話し合ってくれと、ほかのことに優先して。そういうこともできたと思うんですが、それをしなかったのはなぜか。

私は最近、本当に思って、この議会でも申し上げてきましたが、合意形成をしようではありませんか。合意形成というのは、そうやって言われるといろいろに皆さんが思っちゃって、それぞれの人の解釈でいくかもしれませんが、合意を形成するということですので、何も話し合わないで多数決をとっちゃって、はい、多い人、多数だったらAの結論ですというのは合意形成じゃないと思うんですね。プロセスだと思うんです、形成するですから。合意があればいいという意味じゃないですから。

多数決で決めるのは、反対した人も、例えばA案ならA案、多数決でA案に決まったらA案

に従うということでもんね。それは形成ではないわけですよ。合意形成、形成していくプロセスのことを言うわけですから、合意形成というのは。多様な意見を持ち寄って話し合っ、そして折れる人は折れるわけですね、結果的にはね。それが合意形成だと思うんですけど、このことについても、また合意形成のプロセスを経ないのかと。先ほど議会の中でも合意形成がなかったというのを、（仮称）大月運動公園のことで言いましたけど、大変疑問なんです。ということで、2点ですね。質疑をいたします。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） くまがい議員の質問にお答えさせていただきます。

なぜこの日になったのか……。

〔発言する者あり〕

○4番（庄田昭人君） 提出がこの日になったのか、聞かれませんでしたか。

〔「プロセスだよ」の声あり〕

○4番（庄田昭人君） プロセスは2番目じゃなかったですか。

なぜ提出がこの日になったのか。

〔発言する者あり〕

○4番（庄田昭人君） 私が今ここに立たせてもらったのは、なぜこの日になったのか、プロセスを踏まえながらもこの日になぜなったのかという質問と、合意形成がなぜとれなかったのかという質問じゃなかったですか。

〔発言する者あり〕

○4番（庄田昭人君） 今違うと言われたんで。

〔発言する者あり〕

○2番（くまがいさちこ君） もう一回言いましょうか。

○4番（庄田昭人君） この日になったのかというふうに私は受けとめさせていただきましたので、この日になったのは、どうしても6月議会に間に合わせなければいけないのではないかなあという思いでありました。

その中でしっかりとプロセス、話し合いとしましては、私が勝手に委員会の組み合わせをやったのではなく、しっかりとこれは話し合っていないかなあ。またきょうここで討論をして、私も今この委員会を組み合わせることにおいて、本当に瑞穂市としてこの委員会の組み合わせがいいのか。本当はまだベストというよりはベターかもしれません。しかし、しっかりと6月議会において、新しい年度において話し合っていないかなければならない。なので、この日というふうで6月議会には間に合わせたい、そのように思わせていただきました。

なので、この中においては、賛成者の皆さんにきちっと説明をさせていただき、賛成をいただき、この部分で、いい組み合わせとしましては、総務厚生、文教厚生、総務文教というよう

な、その中でもしっかりとどれがどういうふうなんだ、文教としてどうなんだという話し合いもさせていただき、今、きょう突然というふうでありましたが、これは前から、全協で配られたときから考えていかなければならないというふうに考えておりましたので、突然きょう出したというわけではなくて、話し合っていたというふうに自分は思わせてもらって提出をさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） もう一回申し上げます。2点をお聞きしました。

1点は、なぜ議会全体18人で全協なりを開いて話し合う場を持たなかったのかと。合意形成の場を、プロセスをなぜ持たなかったのかということです。

それから2点目は、例えばそれも可能だったと思うんですけど、譲歩して、それを避けてとしても、議会活性化推進特別委員会というのがあるわけですから、そこで話し合ってくれと、そして会派なりにおろしてくれということもできたはずですよ。まだ間に合いますよね、それでしたら。臨時議会もあるかもしれませんが、なぜその2つを用いて議会全体の合意形成を図らなかったのかと2つお聞きしました。

今、何で3月議会の最終日になったのかにお答えしますというふうに言われたのは、つまり、いつも思うんですけど、全体をつかまなくて、ごく一部だけを聞いてしまうということにとってもいつも疑問を持っているんですけど、そういうあれだと思うんです。

私がそれを言ったのは、なぜ最終日に出すのかというのは、逆に考えれば、きょう出しちゃったら、話し合う機会がもうないわけですよ、臨時議会のとき以外は、6月まで。そして6月に間に合わせたいというのがわかっているなら、この議会の最初の日に出したっていいわけですよ。またはその前に。急に思いつかれたんですかね。

つまり、この日に何で出したんですかという意味は、わざわざ話し合わないためにこの日に出したんですかと。全体で、2つの方法で。そういうことをお聞きしたかったんです。そういうことのつけ加えだったんです。それも含めて2点、ぜひお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 18人で話し合う場を持たなかったのかということですが、議員として提出方法については、さまざまな提出方法があるかと思いますが、最終日になったかもしれませんが、一応このような方法でも、議員としては討論、採決の中でしっかりと話し合っていけばいいんじゃないかなあというふうに思っております。

また、特別委員会においては話し合わなかったのかということではありますが、同じようなことではありますが、突然ではなく、昨年にプリントが配られているということは、もう話し合うきっかけは本来あったのではないかなあということではないかなあというふうに思います。

〔発言する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 静粛にしてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

- 2番（くまがいさちこ君） 提出方法のことを聞いているんじゃないんですよ。合意形成のプロセスをなぜ経なかったかということを知っているんです。そのうちの1つで、どうして全協とかを設けて全体で話し合う機会を持たなかったのか、なぜ、Whyです。

2番は、特別委員会で話し合ってくださいというのもありだし、なぜそれも持たなかったのかです。この2つのお答えください。しっかりだったら、そういうことをやるべきじゃないですか。しっかりというのは口癖だと思うんですけど、中身の伴うしっかりをやっていただきたいんですよ。2つにお答えください。

- 議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

- 4番（庄田昭人君） 話し合う場、それも1つ、ある方法かと思いますが、それはその方法の1つであって、これから今回のこれが、本当に100%これですうっと永遠に行くんだというふうなものではないと僕は思っております。もしこれが、仮に委員会構成が悪いのであれば、また考えて話し合っていけばいいのではないかなあというふうに思っております。しかし、しっかりとこの場については、しっかりとやっていくのが、委員会のつくる形としては、1つ減らさなければいけないのではないかなあ。より委員会として、今総務委員会をやっておりますが、4名でやっていることについて、少し疑問に感じた点、これは委員会を始めているときにこの4名でやっていくことはかなり厳しい、重い、そんなところを感じさせていただいたところであります。なので、これは6月には委員会構成も考えるべきではなかったかなあというふうに思い、提出をさせてもらいました。

また、特別委員会のおいて話し合うべきであったかということでありましたが、それも一つの方法でもあるのではないかなあと思いましたが、やはり会派の中で話し合っていたときに、きちっとこの場合は今回提出するべきだという声もいただき、提出に至ったわけでありますので、よろしくお願い申し上げます。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

- 2番（くまがいさちこ君） なぜ全員で話し合わなかった1については、全員で話し合うのも一つの方法だと思いますがとお答えいただきました。つまり、全員で話し合うのも一つの方法ということは、全員で話し合わない別の方法を選ばれたわけです。

2については、特別委員会で話し合ってもらったのも一つの方法だと言われました。つまり特別委員会で話し合わない方法を選ばれたわけです。メモしてくださいちゃんと。

つまり、会派で最後に話し合ったと言われますが、提出者を見ますと、新生クラブお2人で
すね。お話し合いになられたわけですかね、全員で。それから民主党瑞穂会お1人ですから、
お2人で話し合われたんですかね、会派と言われますので。それから公明党もお1人です
ね。清流クラブがお1人代表ですから、3人で話し合われた。排除されたのは誰でしょうか。なぜ
私たち会派には声をかけてもらえないんですか。排除ですよこれは。お答えください。

なぜ別の方法を選んだのか、全体で話し合わない方法。または特別委員会で話し合っ
てくださいという方法をなぜ選ばなかったのか。なぜ別の方法を2つとも選んだのか。私の
考えでは排除の方法をなぜ選んだのか。お答えください。メモしてください、ちゃんと、聞い
ていることを。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 政治的と言われることもあるかもしれませんが、これも一つの方法。先
ほども排除されたというかもしれませんが、一応これは賛成者としての方法である。私は提出
者として意見を述べさせていただき、それぞれの議員の皆さんに賛成をいただきました。会派
としては新生クラブとして話し合いをさせていただきました。それは新生クラブの会派として
話し合いを持たせていただきました。

特別委員会については、それよりも話し合うよりは一刻も早いというふうなことを決断させ
ていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 大変申しわけございません、時間をかけて。お答えがいただけない
ものですから。

新生クラブで話し合いをさせていただきましたと。どうして1つの会派だけで話し合うん
ですか。初めからお聞きしていることは、なぜ議会全体で話し合わなかったのかですよ、これに
お答えください。

それからもう1つ、これのほうが早かったと。去年から課題になっていてきょう出したと。
だったら、きょうまでの間に話し合いができるじゃないですか。なぜしなかったんですか。的
確にお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） お答えさせていただきます。

なぜ議員に話せなかったのか。全体に話せなかったのか。合意形成ができなかったのか。合
意形成というものに関しては、また本日、ここでしっかり話し合っていけて賛成が得られれば、
それである程度の合意ができたのではないかなあと。なので、提出をさせていただいた。もし
それが大きくずれているのであれば、この発議に関しては否決されるものではなかったでし

うか。なので、しっかりと皆さんに私は提案をさせていただき、それも一つの合意形成の方法ではないかなと思います。

〔発言する者あり〕

- 4 番（庄田昭人君） 話し合わなくてというのか、ここで十分発議として提案していただければいいんじゃないでしょうか。一つの議案の提出方法です。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。
- 2 番（くまがいさちこ君） もう一回繰り返しますけど、合意形成のプロセスをなぜ飛ばしたのかを最初からお聞きしているんですよ。

今のお答えによると、ここで話し合えばいいじゃないかと。ここで全員で話し合いますか。これ、やりとりは提案者と私と話し合っているだけです。だから、今度の議会基本条例でも全員で話し合う場を設けるというのをわざわざつくったんです。あれをわざわざつくらなければ、議員全体が何かのテーマで話し合うという場が今までないでしょう。だからあれが入っているんですよ、全国的に。本会議場で、今18人ですけど、全体でどうやって話し合うんですか。そんな形式はないですから。おかしいですよ、おっしゃっていることが。

それから議案の提出方法ですと言われますが、提出方法を聞いているわけじゃないんですよ。合意形成のプロセスをなぜ経なかったかで2つ申し上げたんです。全体と、もう1つは特別委員会。

これ以上時間が、大変申しわけないですから、お答えはいただけないと。つまり、そういうことは初めから考えていなかったと。だから、答えられないということだけ確認するしかないかなあとって、時間だけが延びますので、皆さんに申しわけありませんので、特に執行部の方には。座ることにいたします。

- 議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。
- 4 番（庄田昭人君） プロセスと言われても一つの方法であるので、それは意見の食い違いかもしれませんが、プロセス、プロセス、これは議員のやり方としての方法の1つであるので、それは構わないのではないのでしょうか。そうしたら、修正案も合意形成をもって修正をさせているのでしょうか。そうしたら、きちっと合意形成を持つ。それは提出の方法の1つではなからうか。

〔発言する者あり〕

- 4 番（庄田昭人君） でも、みんな出すのであれば、どれも出すにしても、合意形成ということであれば、全て合意形成を望むべきではないのでしょうか。それは議員の提出方法の1つということだと私は考えます。
- 議長（藤橋礼治君） 今、くまがいさちこ君からも言われましたとおり、また私のほうも幾つ

が残っておりますし、時間もかかりますが、これは何回あれしておってもいいませんので、じゃあかわったところで、堀武君。

○ 1 番（堀 武君） 堀武。

この提案の件に関して、内容に関して、これに関して反対するとか代案を出すという問題じゃないんです。ただ、これだけのことがやれるなら、急にここに出さなくたって、前もって話をするくらいできたでしょう。冷静に考えて、そうでしょう。それを今言うように会派で決まった。この提案者、皆さん、どう思われるか、提案して。こんなことでいいことならば、前もってこれだけのことを話しして出しますよ。そこで急にしないで終わるでしょう。違いますか。だから、僕は言っているのは、代案を出せとか云々じゃないの。

ただ、今言うように、19人の中で今18人の議会。それは構成上いろいろな思想・信条の持ち主、それが議員ということで当たり前。僕が言うように、金太郎飴じゃないんだから。だから、そうならば、やはり前もって話し合っ、いい案だから乗ってくれと。文教と、厚生もそうだけれども、そうでしょう。今じゃあ文教と厚生が一緒にならなきゃならんような議案があるでしょう、幼稚園、保育園の問題とか。だから、一緒になって云々で6人・6人で7人が、いい案ですよ。

だから、これに代案を出すだとか言っているけれども、私は何もこれが悪いと言っているわけじゃないの。いい案ならば、余計にもう一つ前にこういうのを出して、違いますか。そうしておいて同意を得てやれば、皆さん、少数の問題だって反対はしないですよ。そういうことを言っているの。何条何条で、それによって粛々と出しました。それはそのとおりかわからん。しかし、そういう問題じゃないでしょう。一応議員の身分に関することでしょう、違いますか。そのぐらいの配慮をして物事をやるのが、議員の中で、後ろのほうの方で、議会の中でけんけんがくがくしても、終われば仲よくやるというようなことをある先生は言われていたですけど、私もそのとおりだと思っておるものですから。だから、この中でけんけんがくがくやれるようなプロセスをしていけば、議会も執行部だってそのような形でいけると思うんですよ。だから、こんなことをやっておるもんだから、終わってから感情が残る。だから、そのようなことのないように切にお願いします。

委員長、特に提出者の答弁はいいですよ。ただ、感情的にならんようにいくには、やはりそのプロセスを大切にしたい。身分に関することですから、特に。それだけ切にお願いして、私の質問でもないですが、よろしくお願いします。以上です。

○ 議長（藤橋礼治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。
- 3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

言いたいことがいっぱいあるんで、頭がまとまらないぐらいです。むちゃくちゃです。唐突過ぎます。

提案者は修正案も委員会条例の改正も一緒なんだと、こういうことを言われた。全然違うんですよ。権利があるかないかと言えば権利はあるんですよ、それはわかっておるんです。ところが修正案というのは、執行部原案に対して議会の側から一定の権利に基づいて提出するものですよ。

ところが、この委員会条例の改正というものは、議会の運営全体にかかわる問題なんです。その認識がまず前提としてなければだめなんです。そのことを、今、議会活性化委員会があるわけですから、その中で議論を積み上げていく。委員会構成のあり方、それから委員会のあり方、その一つ一つの積み上げ、あるいは研修にも行ってくる、そういう中で議員一人一人の意識が向上してくるんですよ。そのプロセスが大事なんです。

ここで提案してここで議論できるから、それでいいじゃないですかと。もうお話になりません。それは数が多かったら何でもできるんです。だからこそ議会運営のような全体にかかわる問題については、多数派は慎重に少数派の意見が十分反映できるように、だからこそ少数派の声をまず先に聞く。それぐらいの懐がなければなりません。何でも数があるから、あれやれ、これやれ、焦り過ぎちゃって、もう目の前ばかりしか見えない。その姿を逆に鏡に映してみればいい。どういう状態に自分たちがなっているかということを。私はそういう意味でまことに恥ずかしいことだというふうに思っています。

議会改革って何ですか。活性化委員会をつくって、推進委員会をつくって、我々はどういう方向へ行こうということで努力を積み上げてきたんですか。この間意見交換会をしました。委員長さんだけでなく、みんなが参加をしてやろうじゃないかということで、やっとみんなで作くり上げていく議会への第一歩を歩んだばかりでしょう。その直後にこういうことをやる神経、どういう神経をしているんですか。きついことを言いますけど、そうですよそれは。いつも言っているように、誰が委員長であろうが、どこの議会だろうが、そういうことがあれば私は言います。それは住民全体のため、議会全体のためだからなんです。

だから、もう一回言いますけれども、やはり政治的立ち回りはやっちゃいけない。もっと多数派であればあるほど少数派の意見をまず聞く、その場をどう確保するかということに対して体を張らなきゃいけない。こういう有名な言葉がある。「私はあなたの意見に全く反対だけれども、あなたがその意見を言う権利は、私は命をかけて守る」。これはヨーロッパのことわざですけれども、それが民主主義の原点なんです。その魂が議会運営にも応用されなければならない。そういう意味からすると、この中身の問題はまだいろいろあるとしても、その提案の仕

方自体に議会改革を目指す精神とは異なるものが見えるということを申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。

- 議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 6 号を採決します。発議第 6 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第 6 号は、原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

- 議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成25年第 1 回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3 時36分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年3月15日

瑞穂市議会 議長 藤 橋 礼 治

議 員 広 瀬 時 男

議 員 小 川 勝 範